

令和元年10月1日から

3～5歳児※の幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する
お子さまの保育料が**無償化**となります。

※ 0～2歳児の市民税非課税世帯のお子さまも対象になります

幼稚園・保育園・認定こども園などを利用するお子さま

【対象者・保育料】

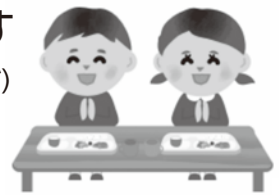
- 幼稚園・保育園・認定こども園などを利用する
3～5歳児のすべてのお子さまの保育料が無償化となります

●幼稚園については、月額上限 25,700円です

※私立幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償化となります

- 通園送迎費、主食費・副食費などは無償化対象外です

※年収360万円未満相当世帯と第3子以降については、副食費（おかず・おやつなど）が無償となります



- 0～2歳児のお子さまについては、
市民税非課税世帯を対象として保育料が無償化となります

●保育料の現行制度を継続し、保育園の場合は小学校就学前のお子さまから数えて、幼稚園の場合は小学3年生から数えて第2子は半額となります。第3子以降は年齢に関係なく無償となります

※年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません

【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業所が無償化の対象となります

私立幼稚園の預かり保育を利用するお子さま

【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、市において「**保育の必要性の認定**」※を受ける必要があります ※就労など、保育施設入所の要件を満たしていること

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて最大月額11,300円まで預かり保育の利用料が無償化となります

認可外保育施設などを利用するお父さま

【対象者・利用料】

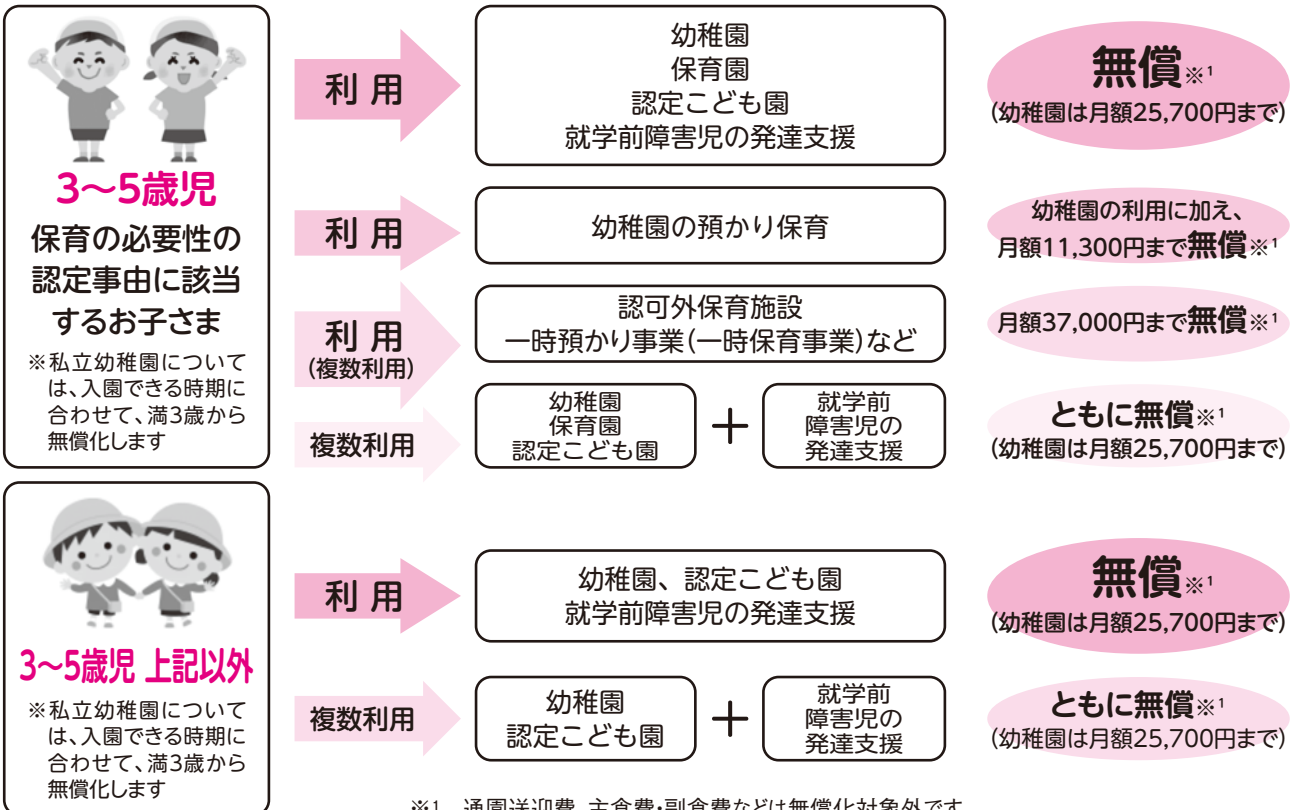
- 無償化の対象となるためには、市において「**保育の必要性の認定**」※を受け**る必要があります** ※就労など、保育施設入所の要件を満たしていること
- 3～5歳児のお父さまは月額37,000円まで、0～2歳児の市民税非課税世帯のお父さまは月額42,000円までの利用料が無償化となります

【対象となる施設・事業】

- 認可外保育施設、一時預かり事業(一時保育事業)、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業を対象とします
 - ※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、認可外の事業所内保育などを指します
 - ※無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です

- 就学前の障害児の発達支援を利用するお父さまについても、3～5歳児の利用料が無償化となります

幼児教育・保育の無償化の主な例



※¹ 通園送迎費、主食費・副食費などは無償化対象外です